

## 佐賀県告示第 177 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により同法による医療扶助のための医療を担当させ、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 49 条の規定により同法による医療支援給付のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

令和 2 年 7 月 17 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	所在地	指定年月日
TERRA 矯正歯科クリニック	佐賀市西与賀町厘外 739 番地 7	平成 30 年 9 月 1 日
江口病院	小城市三日月町金田 1178 番地 1	〃
さくら歯科医院	唐津市呼子町殿ノ浦 984 番地 14	〃
おおの薬局	武雄市山内町大野 6575 番地 10	平成 30 年 10 月 1 日
ひえこば薬局	西松浦郡有田町稗古場二丁目 10 番 9 号	〃
鎗田薬局	鳥栖市鎗田町 282 番地 1	〃